



あたらしく、知多らしく。

梅香る わたしたちの緑園都市

令和6年3月1日（金）

知多市報道発表資料

消防本部消防署旭出張所
担当：救急担当 江端
(0569-43-1115)

災害時における傷病者の搬送に関する協定を締結

南海トラフ地震などの大規模災害発生時に、患者等搬送事業者が保有する車両を緊急性や重症度の低い傷病者の搬送用として活用するため、市内3事業所と災害時における傷病者の搬送に関する協定を締結します。知多半島の自治体では、初めての取り組みです。

1 協定締結日時場所

日時：3月7日（木）午後3時から
場所：知多市役所3階 第2委員会室

2 協定締結者

<患者等搬送事業者>

株式会社つかさ	つかさ介助タクシー	代表取締役	西村 敏哉(にしむら としや)
菜の花福祉タクシー		代表	今出 雅樹 (いまで まさき)
福祉タクシー病屋楽子		代表	森戸 力 (もりと ちから)

<知多市>

知多市長 宮島 壽男 ほか

3 協定の内容・連携事項

大規模災害の発生時に想定される救急自動車の不足に備えるため、知多市消防本部が認定、指導等を行っている患者等搬送事業者と、傷病者の搬送に関する協力要請について定めた協定を締結するもの。

- (1) 医師、看護師等の管理下にある病院間搬送業務のうち、緊急性や重症度の低い傷病者の搬送業務
- (2) 救護所等から医療機関への搬送業務

4 その他

協定を締結し、搬送事業者との協力体制を構築するのは、知多半島の自治体では初の取り組みとなります。

搬送事業者は消防本部が主催する訓練に参加し、協力連携の強化に努めます。